

**「就学援助」のお知らせ**  
**(R7年度新小学生2年生～6年生、中学生2年生～3年生用)**

経済的な理由により、児童生徒の学用品費等の支払が困難な世帯（生活保護世帯を除く）にこれらを援助する制度（就学援助）があります。

令和7年度における「就学援助」を希望される方は、下記の事項をご一読の上、美唄市教育委員会学務課へお申し込み下さい。

### 1 受付期間

令和7年度の申請は、**令和7年2月3日から3月14日**まで

※受付（申請）場所・・・美唄市教育委員会学務課（市役所4階）

※申請用紙は教育委員会及び各小中学校に用意してあるほか、市ホームページに掲載しています。

※新入学児童生徒学用品費の入学前支給を希望され、既に申請をされた方は、再度申請をする必要はありません。

### 2 援助の条件

生活保護法に基づく認定基準額の**1.5倍以下**としております。

### 3 必要書類

- ① 印鑑及び普通預金通帳
- ② 「公宅、借家」に住んでいる方は、令和6年中（去年1年間）の1ヶ月分家賃が確認できる納入通知書や賃貸契約書など
- ③ 令和6年中（去年1年間）の世帯全員の収入を基に判断するため、世帯全員の中で下記の該当項目のうち得ている収入があれば、該当項目の「持参するもの」に記載されている全てを持参してください。

収入項目	持 参 す る も の
1 給与所得者	令和6年分給与所得の源泉徴収票の写し
2 事業所得者	令和6年分確定申告書及び収支内訳書の写し
3 農業者	令和6年分確定申告書及び農業所得計算簿の写し
4 児童手当	令和6年2月・6月・10月・12月の4回分の支給額がわかる通知書の写し、又は入金が確認できる預金通帳の写し
5 児童扶養手当	児童扶養手当証書の写し
6 雇用保険	雇用保険特例受給資格者証の写し
7 障害年金	各種年金の源泉徴収票の写し又は入金が確認できる預金通帳の写し
8 老齢年金	
9 遺族年金	

※ 上記1から3の収入があるものの、書類がどうしても揃わない方は「令和7年度所得証明書」（令和6年中の収入・所得の記載のあるもの）の写しを持参いただくこととなります。

ただし、この書類は令和7年6月中旬以降に市役所税務課で発行可能となりますので、就学援助の申請手続きは受付期間に済ませ、所得証明書は発行可能となり次第、市役所税務課③番窓口で「令和7年度所得証明書」を取り寄せた上で、速やかに教育委員会に提出してください。

#### 4 令和7年度 援助額のお知らせ ※援助額については予定です

区 分			援 助 額		支払時期
			小 学 校	中 学 校	
1	学用品費・通学用品費・校外活動費（宿泊を伴わない）※1	1年生	13,230円	25,040円	4月（下旬） 10月（下旬） 年2回の分割
		その他	15,500円	27,310円	
2	校外活動費（宿泊を伴う）	上限3,690円	上限6,210円	実施時期	
3	新入学児童生徒学用品費	57,060円	63,000円	3月（中旬） 受付期間内に申請した場合	
4	修学旅行費	上限22,690円	上限60,910円	実施時期	
5	学校給食費 ※2	毎月、給食センターより徴収される金額		毎月26日 (土日祝祭日の場合は繰上げ日)	
6	体育実技用具費（スキー）	学校の体育（スキー）授業で必要とする場合に、委員会指定のスキー用具を支給。		11月中旬～下旬	
7	医療費	【援助額】 医療費の3割 【援助対象の疾病】 虫歯、トラコーマ・結膜炎、白せん・かいせん及び膿痂疹、中耳炎、蓄膿症及びアデノイド、寄生虫病に限る		市教委が直接医療機関へ支払い	
8	クラブ活動費		上限30,150円	10月（下旬） 翌年3月（下旬） 年2回の分割	
9	生徒会費 ※1		上限5,550円	4月（下旬）	
10	PTA会費 ※1	上限3,450円	上限4,260円	4月（下旬）	
11	卒業アルバム代等	上限11,000円	上限8,800円	実施時期	
12	オンライン学習通信費	上限14,000円	上限14,000円	10月（下旬） 翌年4月（中旬） 年2回の分割	

#### 【備考】

- 2 校外活動費（宿泊を伴う） 交通費（学校のバスは対象外）、見学料を支給します。
- 3 新入学児童生徒学用品費 受付期間内に申請した場合は3月中旬に支給します。以降に申請した場合は4月下旬に支給します。
- 4 修学旅行費 直接必要な交通費、宿泊費、見学料、記念写真代、医薬品代及び旅行傷害保険料が対象です。支給には上限があります。尚、キャンセル料は対象外となります。
- 6 体育実技用具費（スキー） 市教委からスキー購入券の交付を受け、所定のお店でスキーを支給してもらいます。  
小学校：1～3年生で1回、4～6年生で1回支給  
中学校：3年間で1回支給
- 7 医療費 市教委から医療券の交付を受け、保険証を持って受診してください。
- 8 クラブ活動費 クラブ活動の実施に必要な用具等で、生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費
- 9 生徒会費 生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費
- 10 PTA会費 学校・学級等でPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費
- 11 卒業アルバム代等 児童生徒の卒業時に係る費用のうち、卒業アルバム及び卒業記念写真又はそれらの購入に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費
- 12 オンライン学習通信費 学校長若しくは教育委員会により認められるオンライン学習に必要な通信費

※記載の援助項目について ※1は保護者の代わりに市教委が学校長に支払う委任払制度があります。  
※2は保護者の代わりに市教委が美唄市会計管理者（給食センター）に支払う委任払制度があります。

#### 5 標準世帯の収入基準の見方（参考例）

\* 認定基準額（基準額は家族の年齢、収入等によって異なるため、あくまで参考例となります。）  
認定となる世帯収入の収入基準上限の限度額（収入基準額以下が目安となります）

	家族構成（生計を一にすること）	収入基準	
		持ち家	借家
3人家族	父親(35才)、母親(30才)、小学生1人(9才)の場合	3,578千円	4,172千円
4人家族	父親(35才)、母親(30才)、小学生1人(9才)、幼児1人(4才)の場合	3,959千円	4,553千円
5人家族	父親(35才)、母親(30才)、小学生2人(9才、7才)、中学生1人(14才)の場合	4,618千円	5,212千円
6人家族	父親(35才)、母親(30才)、小学生2人(9,7才)、中学生2人(14,13才)の場合	5,391千円	6,021千円

※算定基準～生活保護法による保護基準額を準用

#### 6 その他

この制度は申請行為及び単年度給付が基本であるため、前年度に受給されている場合でも、新たに上記申請時期に手続きを行わなければ令和7年度の対象になりません。認定行為は自動更新されませんのでご注意ください。また、事情により、令和7年度の途中で申請をされた方は、上記4の援助項目のうち既に支給要件時期が終了したのものについては、援助を受けられなくなる場合があります。

（美唄市教育委員会学務課学校教育係  
TEL (0126) 62-3146 FAX (0126) 62-1088）